



犯罪被害者等支援条例  
制定の考えは

床井 紀範議員

問 県内15の自治体が条例を制定している。市の考えは。

答 市民総合相談室、市発行の相談ガイドや市ホームページにおいて、相談窓口の見える化を図るとともに、埼玉犯罪被害者援助センターとも連携している。条例制定は今後も検討する。



問 プライベートゾーンの学習など現場での対応は。

答 国が示した教材等を学校の実態や子どもの発達段階に応じて活用するように学校に指示した。例えば肌着着用については、各学校は必要に応じて着替えを持つてくるなど柔軟に対応している。

水害の危険のある  
保育施設の避難は

問 施設ごと、ケースごとの具体的な避難方法は。

答 保育施設ごとに非常災害対策計画や避難訓練の実施に努めている。水害を経験した保育施設では、施設を囲う全ての塀の出入口に止水板を設置したことを確認した。また、災害発生時対応マニュアルを見直し、保護者に周知した。

子どもに  
正しい性教育を

問 「生命(いのち)の安全教育」という国の教材等を使用し、子どもの

問 高齢者見守りネットワーク事業の取り組み状況は。

答 4月1日現在、協力事業所は109事業所、個人協力者は25名となっている。この事業での令和2年度安否確認情報は134件で、無事が131件、死亡されていたケースが3件である。

問 また、この事業以外で異変に気付き通報された事案では、死亡が3件、緊急搬送が2件となっている。

問 緊急時連絡システムの対象者拡充は。

答 消防本部に直接通報されるシステムであり、拡充は難しいと考えているが、設置条件については富士見市、三芳町及び消防本部と今後も協議していく。



防犯カメラ

問 犯罪抑止のために防犯カメラの設置を

問 通学路や人通りの少ない郊外部への防犯カメラの設置、防犯灯の増設は。

答 防犯カメラの必要性は認識しているが犯罪の発生状況と人権への配慮を踏まえ、関係部門と研究していく。

問 また、防犯灯については現地確認を行い、必要な場所に設置しているが、農作物の生育被害などの理由で設置できない場合もある。



高齢者の見守り  
安否確認

谷 新一議員



「生命(いのち)の安全教育」の推進を

鈴木 美恵議員

みすぎでかくれるところは  
じぶんだけの  
だいじなところだからだよ



文部科学省：「生命の安全教育教材（幼児期）」

本教材を研究し、児童・生徒の発達段階や各学校の実態に応じて効果的に取り入れていくよう学校を指導する。

認知症対策

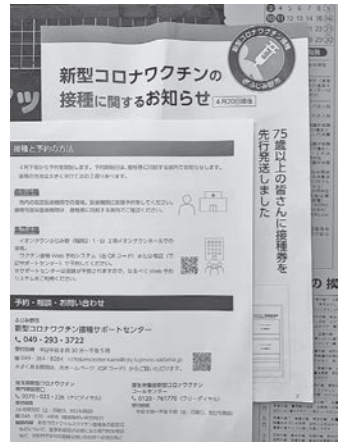
問 学習療法(簡単な計算や文章の音読等)の広報・啓発を。

答 介護予防センターの協力で社会福祉協議会とふくし総合相談センターにいろいろが連携して脳トレ問題集を作成し、見守り活動の際に配布している。

問 性教育教材「生命(いのち)の安全教育」の推進を。

答 5月に県を通じて保育所、小中学校において、子どもを性暴力の当事者にならないための「生命(いのち)の安全教育」の教材を活用するよう周知、啓発依頼があった。手引きに示すとおり、5、6歳児に対し認定ことも園や保育園に本教材の活用を依頼した。

教育委員会としては、現在、介護予防センターに配置しているが、今後はその他の公共施設などへも配置し、脳トレ講座や教室などの展開と併せて周知・活用に努め、さまざまな機会に学習活動を啓発していく。



問 市長本人、妻そして公用車の運転手3名が、医療従事者等の第1回接種の最終日である4月30日に接種したと報告があったが、接種を要請したのは医師会か医師か。

答 医師会としてではなく、ワクチン接種の調整会議に参加している4名の医師から会議の中で要請があった。

問 65歳未満のワクチン接種の目的は。

答 本市の65歳未満のワクチン接種開始時期については、12歳以上から65歳未満という広い年齢層の中でトータル的に、現



ワクチン接種の実施状況

近藤 善則議員

在まさに検討している(6月15日現在)。

タブレットの  
活用方法

問 コロナ禍における小中学校の学校教育では、家庭でタブレット端末による教育を行う場合、ネット利用ができない家庭にどのように対応していくのか。

答 本市は、Wi-Fiモデルを選択しているが、家庭学習に必要なものは事前に学校でダウンロードすることに、大きな差は生じない。セルラーモデルは、通信費が発生するので、適切でないと考える。

市議会と文京学院大学との連携協定

5月21日、市議会は市内にキャンパスがある文京学院大学と連携協定を締結しました。

具体的には、人材の育成及び交流、大学図書館と議会図書室との連携、市議会の政策形成に関することその他、必要と思われる事項について連携を行います。

議会としては今後、インターンシップ生の受け入れや議会の傍聴や見学などを通して学生や職員との人材の交流を図る他、政策立案に必要な講演や講義などで大学に協力をお願いすることになります。



ふじみ野市議会と文京学院大学との連携に関する協定書 締結式

市議会会議規則に産休育休を明記

女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促進するため、ふじみ野市議会会議規則を改正しました。議員活動と家庭生活との両立を図るための改正で、出産を理由とした欠席には期間を明記、育児や介護などを理由とした欠席も認めるものです。議会運営委員会委員長が提案し、全会一致で可決しました。

具体的な改正内容

欠席できる理由を「傷病、出産その他の事由」から「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため」と改めました。

また、出産で欠席できる期間を市職員と同様に出産予定日の7週間(多胎妊娠は14週間)前から出産日後8週間を経過する日までと決めました。

改正の背景

国が定めた令和12年度末までの第5次男女共同参画基本計画において、政治分野での取り組みとして地方六団体に対し議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめとした男女の議員が活躍しやすい環境整備が要請されました。

それを受け今年2月に全国市議会議長会が定める標準市議会会議規則が改正され、ふじみ野市議会で議論が行われました。